

仕 様 書

1 業務名

下関市障害福祉計画等策定業務

2 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく下関市障害福祉計画（第8期）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく下関市障害児福祉計画（第4期）を、令和9年度から令和11年度までを計画期間として一体的に策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

4 業務内容

仕様等については次のとおりとする。

(1) 計画策定に必要となる基礎データの収集（アンケート）、分析及び調査支援

ア アンケート調査（個人）

調査対象：身体障害者手帳所持者	1,400人
療育手帳所持者	200人
精神障害者保健福祉手帳所持者	200人
難病患者	300人
発達障害児童の保護者	400人

調査方法：郵送法

調査時期：令和8年2月下旬～3月中旬（予定）

※契約後速やかに着手

- ①調査票の作成、レイアウト、印刷（漢字にはルビを振ること）
- ②発送用、回収用封筒の作成（封筒、印刷費含む）
 - ・発送用（角2）、回収用（長3）、各2,500部
 - ・封筒表記の原稿は市で作成
- ③調査票の封入封緘、宛名シール貼付、発送、回収
 - ・宛名シールは市で作成
 - ・発送、回収に係る費用、受け渡しに係る送料は委託料に含む
（調査票の回収率は60%を見込む）
- ④調査票回収分の点検、データ入力、集計、分析（性別、年齢別、クロス集計）
 - ・調査票の受け渡しに係る送料は委託料に含む
- ⑤報告書作成
 - ・紙ベース、電子データによる納品

イ アンケート調査（関係団体等）

調査対象：関係団体 20団体
サービス提供者 100法人（180か所）

調査方法：郵送法

調査時期：令和8年2月下旬～3月中旬（予定）

※契約後速やかに着手

- ①調査票の作成、レイアウト、印刷
- ②発送用、回収用封筒の作成（封筒、印刷費含む）
 - ・ 発送用（角2）、回収用（長3）、各120部
 - ・ サービス提供者の調査票は、経営主体の法人へ発送
 - ・ 封筒表記の原稿は市で作成
- ③調査票の封入封緘、宛名シール貼付、発送、回収
 - ・ 宛名シールは市で作成
 - ・ 発送、回収に係る費用、受け渡しに係る送料は委託料に含む
（調査票の回収率は100%を見込む）
- ④調査票回収分の点検、データ入力、集計、分析
 - ・ 調査票の受け渡しに係る送料は委託料に含む
- ⑤報告書作成
 - ・ 紙ベース、電子データによる納品

ウ その他

- ①情報の保護に十分な配慮を行ったうえで発送すること。返信先は下関市とすること。
- ②宛名シール、下関市で回収した調査票などの受け渡しにかかる送料は本委託料に含むものとする。
- ③下関市で回収した調査票は未開封の状態で受託者に渡し、集計後は全ての調査票を下関市に返却するものとする。

(2) 計画策定

ア 現状分析

統計データ等の把握、障害者実態調査結果に基づく分析、上位計画及び関連計画の動向、下関市障害福祉計画(第7期)等の評価も含めた分析を行う。

イ 推計・試算

障害者人口の推計、サービス目標量推計

ウ 計画素案、計画中間報告書等の作成

エ 計画策定に係る会議運営等の支援

- ①会議への出席（令和8年度に3回開催予定）
- ②会議用資料、議案作成及び議事録作成

オ 計画骨子案、素案の作成

カ パブリックコメントの実施支援（計画書、概要版の作成及び意見対応）

キ 成果品の提出（紙媒体及びCD-R等によるデータ納品）

- ①計画書の編集、校正、印刷（レイアウト、デザイン等含む）

- ②本編：A4判、1色刷、表紙レザック又はコート紙、本文上質紙、あじろ綴り、
100ページ程度、400部
- ③概要版：A3判、2つ折り、カラー、6ページ程度、300部
- ④本編、概要版ともに視覚障害者対応音声コード(uni-voice)の張込、
切欠き加工を施すこと。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、十分な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ迅速に履行するよう努めること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、市の担当者と必要に応じて打ち合わせを行い、十分な協議と確認のもと進めなければならない。
- (3) 打ち合わせ等の出席に係る交通費等の一切の経費及び資料作成に係る一切の経費は、本委託料に含むものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、市と受託者がその都度協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 音声コード校正に必要な、音声コード確認用機器については、無料貸出しを行うこと。
- (6) 本計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができるものとする。
- (7) 本計画には、専門知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報等を収集し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、本市と同等規模の団体及び山口県内の実績、本計画に関して参考となる情報提供の方法及び想定されている支援についての見本・実績を提供すること。